

こども・子育て支援会議 認定こども園運営予定者審査第4部会 運営規程

1 総則

この運営要綱は、こども・子育て支援会議条例、及びこども・子育て支援会議運営要綱に基づき、こども・子育て支援会議に設置した認定こども園運営予定者審査第4部会（以下、「部会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

2 委員氏名の非公表について

部会において、認定こども園設置・運営法人の選定を行うことから、委員氏名を公開することにより、公平公正な選定を阻害するおそれがあることから、委員の氏名について任期は非公開とする。

3 部会の開催

- (1) 部会は、認定こども園運営予定者の応募状況等を踏まえ随時開催とする。
- (2) 部会において個別の認定こども園運営法人の選定を行うことから、法人等の権利、競争上の地位等を考慮し、部会を非公開とする。

(非公開とする理由)

当部会の所掌事項から、個別の認定こども園運営法人の選定について部会で検討することになるため、部会を公開とした場合、法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報を公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。

4 除斥

部会について、直接利害関係を有する委員は審査に加わることはできない。

5 守秘義務

部会委員は、正当な理由なく部会の職務に関して知りえた秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

6 庶務

部会の庶務は、大阪市こども青少年局幼保施策部幼保企画課が処理する。

附 則

この規程は、平成26年12月10日から施行する。

この規程は、平成27年6月1日から施行する。

この規程は、令和5年8月22日から施行する。

この規程は、令和7年6月19日から施行する。